

令和2年11月12日

お客さま各位

令和2（2020）年度 休眠預金等に係るカードローン契約のお取扱いについて

平素は豊川信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、平成30年（2018年）1月に施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金活用法」といいます。）により、長期間異動がない預金（以下、「休眠預金」といいます。）については、令和1年（2019年）以降毎年一定の日に預金保険機構へ移管させていただいております。

つきましては、令和2年度（2020年度）の「休眠預金」として移管対象となる普通預金口座（平成22（2010）年3月12日～平成23（2011）年3月11日が最終異動日となる口座）をカードローンの契約口座または返済口座に指定されているお客さまにおかれましては、令和3年（2021年）2月12日にカードローン契約を解除させていただきますので、ご案内申し上げます。

また、カードローン契約を解除後にご利用を希望されるお客さまは、新規でのお申込みが必要となります。

なお、ご不明な点がございましたら、最寄りの店舗までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

豊川信用金庫 営業店窓口

